

市長が管理する行政情報の開示等に関する規則

平成 18 年 2 月 1 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市情報公開条例(平成 18 年輪島市条例第 14 号。以下「条例」という。)第 34 条の規定により、市長が管理する行政情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政情報開示請求書の様式等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する書面は、行政情報開示請求書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 5 条に規定する行政情報の開示を請求することができるものの区分
- (2) 条例第 5 条第 3 号又は第 4 号に規定する者にあつては、その者の勤務先又は通学先の名称及び所在地
- (3) 条例第 5 条第 5 号に規定するものにあつては、行政情報の開示を必要とする理由
- (4) 行政情報の開示の実施方法

(行政情報の開示決定等の通知書)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 行政情報の全部を開示する旨の決定をした場合 行政情報開示決定通知書(様式第 2 号)
- (2) 行政情報の一部を開示する旨の決定をした場合 行政情報一部開示決定通知書(様式第 3 号)

2 条例第 11 条第 1 項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行政情報の開示の日時及び開示の場所
- (2) 開示の実施方法

3 条例第 11 条第 2 項に規定する書面は、行政情報不開示決定通知書(様式第 4 号)によるものとする。

(行政情報の開示決定等の期間延長通知書)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項に規定する書面は、行政情報開示決定等期間延長通知書(様式第 5 号)によるものとする。

2 条例第 13 条に規定する書面は、行政情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第 6 号)によるものとする。

(行政情報の開示決定等に関する意見照会書等)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項の規定による通知は、行政情報開示決定等に係る意見照会書(様式第 7 号)により行うものとする。

2 条例第 14 条第 1 項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行政情報の開示請求の年月日
 - (2) 行政情報の開示請求に係る行政情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第 14 条第 2 項の規定による通知は、行政情報開示決定に係る意見照会書(様式第 8 号)により行うものとする。
- 4 条例第 14 条第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 行政情報の開示請求の年月日
 - (2) 条例第 14 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
 - (3) 行政情報の開示請求に係る行政情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 5 条例第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する意見書は、行政情報開示決定等(開示決定)に係る意見書(様式第 9 号)によるものとする。
- 6 条例第 14 条第 3 項に規定する書面は、第三者に係る行政情報開示決定通知書(様式第 10 号)によるものとする。
- (行政情報の開示の実施の方法)
- 第 6 条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。
- (1) 文書又は図画(次号又は第 3 号に該当するものを除く。次項において同じ。)
当該文書又は図画(条例第 15 条ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項に定めるもの)
 - (2) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの
 - (3) 映画フィルム 当該映画フィルムを専用機器により映写したもの
- 2 文書又は図画の写しの交付の方法は、当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列 3 番(以下「A3 判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものを交付することとする。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列 0 番、日本工業規格 A 列 1 番又は日本工業規格 A 列 2 番の用紙に複写したものを交付することとする。
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - (3) 電磁的記録(前 2 号に該当するものを除く。) 当該電磁的記録を A3 判以下の大き

さの用紙に出力したものの閲覧又は交付であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

- 4 市長は、開示決定を受けたもので行政情報の閲覧、聴取又は視聴をするものが当該閲覧、聴取又は視聴に係る行政情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政情報の閲覧、聴取又は視聴の中止を命ずることができる。
- 5 行政情報の開示の実施の方法が第3項第3号に規定する電磁的記録を用紙に出力したものの交付であるときは、当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付を条例第15条の規定による行政情報の写しの交付とみなして、条例第17条の規定を適用する。

(費用)

第7条 条例第17条に規定する写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

- 2 条例第17条に規定する写しの送付に要する費用は、実際に要する郵便物の料金の額とする。
- 3 前2項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書)

第8条 条例第19条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第11号)により行うものとする。

(出資法人等の範囲)

第9条 条例第32条に規定する市が出資その他財政支出等を行う市長が定めるものは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は出えんしている法人とする。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	写しの種別	金額
文書及び図画(マイクロフィルムを除く。)	複写機により複写したもの(白黒)	A3版以内 1枚につき 10円
		A3版を超えるもの 1枚につき 100円
	複写機により複写したもの(カラー)	A3版以内 1枚につき 50円
マイクロフィルム	印刷物として出力したもの(白黒)	1枚につき 10円
電磁的記録	録音テープ若しくは録音ディスク 又はビデオテープ若しくはビデオ ディスクに複製したもの	実費相当額
	印刷物として出力したもの(白黒)	1枚につき 10円
	光ディスクその他の電磁的記録媒 体に複写したもの	実費相当額

備考

- 1 行政情報を複写機により複写し、又は印刷物として出力する場合で、用紙の両面に複写し、又は印刷物として出力したときは、片面を1枚として枚数を算定する。
- 2 事業者に委託して行政情報の写しを作成した場合における当該写しの作成に要する費用の額は、この表の規定にかかわらず、当該委託に係る行政情報の写しの作成に要した費用に相当する額とする。

様式第1号(第2条関係)

行政情報開示請求書		
年 月 日		
(あて先) 輪島市長		
開 示 請 求 者 住 所 氏 名 連絡先電話番号 (法人その他の団体にあつては、名称 事務所等の所在地及び代表者の氏名)		
輪島市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政情報の開示を請求します。		
開示請求に係る行政情報の名称又は内容 (知りたい事項を具体的に記入してください。)		
行政情報の開示を請求することができるものの区分	1 市内に住所を有する者 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 市内に存する学校に在学する者 5 市長が保有する行政情報の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体	
	上記3又は4に該当する者にあつては、勤務先又は通学先の名称及び所在地	(名称) (所在地) (電話番号)
	上記5に該当するものにあつては、行政情報の開示を必要とする理由	(理由)
行政情報の開示の実施方法の区分(希望する方法を○で囲んでください。)	1 閲覧 2 聴取 3 視聴 4 写しの交付 5 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付	
備 考		

様式第 2 号(第 3 条関係)

行政情報開示決定通知書	
様	第 号 年 月 日
輪島市長	印
<p>年 月 日付けで請求がありました行政情報の開示については、輪島市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により次のとおり行政情報の全部を開示することに決定したので通知します。</p>	
行政情報の名称又は内容	
開 示 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
開 示 場 所	
開示の実施方法	
担 当 課 (所)	(電話番号)
備考	

- 注 1 行政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課(所)へ連絡してください。

様式第3号(第3条関係)

行政情報一部開示決定通知書 第 号 年 月 日 様 輪島市長 年 月 日付けで請求がありました行政情報の開示については、輪島市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり行政情報の一部を開示することに決定したので通知します。	
行政情報の名称又は内容	
開示日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分
開示場所	
開示の実施方法	
開示しない部分及び理由	
担当課(所)	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、輪島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に輪島市を被告として(訴訟において輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 行政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課(所)へ連絡してください。

様式第 4 号(第 3 条関係)

行政情報不開示決定通知書	
様	第 号 年 月 日
輪島市長 印	
年 月 日付けで請求がありました行政情報の開示については、輪島市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により次のとおり行政情報の全部を開示しないことに決定したので通知します。	
行政情報の名称又は内容	
開示しない理由	
担当課(所)	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、輪島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に輪島市を被告として(訴訟において輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 5 号(第 4 条関係)

行政情報開示決定等期間延長通知書 第 号 年 月 日 様 輪島市長 印 年 月 日付けで請求がありました行政情報の開示については、輪島市情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により次のとおり開示決定等に係る期間を延長したので通知します。	
行政情報の名称又は内容	
輪島市情報公開条例第 12 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から (14 日間) 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
延長の理由	
担当課 (所)	(電話番号)
備考	

様式第 6 号(第 4 条関係)

行政情報開示決定等期間特例延長通知書	
第 年 月 日 号	
様	
輪島市長 印	
年 月 日付けで請求がありました行政情報の開示については、輪島市情報公開条例第 13 条の規定により次のとおり開示決定等に係る期間を延長したので通知します。	
行政情報の名称又は内容	
輪島市情報公開条例第 13 条の規定を適用する理由	
輪島市情報公開条例第 12 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から (14 日間) 年 月 日まで
開示請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
残りの行政情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担 当 課 (所)	(電話番号)
備 考	

様式第7号(第5条関係)

行政情報開示決定等に係る意見照会書	
様	第 年 月 日 輪島市長 印
<p>輪島市情報公開条例の規定に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録されている行政情報について開示請求がありました。</p> <p>つきましては、当該行政情報を開示するかどうかを決定するに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、同条例第14条第1項の規定により通知します。</p> <p>御意見があるときは、「行政情報開示決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに御回答ください。</p>	
開示請求に係る行政情報の名称又は内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る行政情報に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 担当課(所)	(電話番号)
備考	

様式第 8 号(第 5 条関係)

行政情報開示決定に係る意見照会書 第 年 月 日 号 様 輪島市長 印	
輪島市情報公開条例の規定に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録されている行政情報について開示請求があったので、当該行政情報を開示する予定です。	
つきましては、当該行政情報の開示についてあなたの御意見をお聴きしたいので、同条例第 14 条第 2 項の規定により通知します。	
御意見があるときは、「行政情報開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までに御回答ください。	
開示請求に係る行政情報の名称又は内容	
開示請求の年月日	年 月 日
輪島市情報公開条例第 14 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由	
開示請求に係る行政情報に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先担当課(所)	(電話番号)
備考	

様式第9号(第5条関係)

行政情報開示決定等(開示決定)に係る意見書 年 月 日 (あて先)輪島市長 住 所 氏 名 連絡先電話番号 (法人その他の団体にあつては、名称 事務所等の所在地及び代表者の氏名) 年 月 日付け 第 号での照会については、次のとおりです。	
開示に反対の意思の有無(該当する番号を○で囲んでください。)	1 有 2 無
意 見 (開示に反対する部分及び理由)	

様式第 10 号(第 5 条関係)

第三者に係る行政情報開示決定通知書 第 年 月 日 号 様 輪島市長 印	
あなたに関する情報が記録されている行政情報について、次のとおり開示することに決定しましたので、輪島市情報公開条例第 14 条第 3 項の規定により通知します。	
行政情報の名称又は内容	
開示されるあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課 (所)	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、輪島市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に輪島市を被告として(訴訟において輪島市を代表する者は輪島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 11 号(第 8 条関係)

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書 第 年 月 日 号 様 輪島市長 印	
年 月 日付けの開示決定等に対する不服申立てについては、輪島市 情報公開条例第 18 条の規定により次のとおり輪島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問 したので同条例第 19 条の規定により通知します。	
行政情報の名称又は 内容	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当 課 (所)	(電話番号)
備 考	